

# 平成23年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成23年 3月16日（水曜日）

## ◎出席議員（13名）

2番 榊原 深雪 君	3番 島田 政典 君
4番 井脇 昌美 君	5番 木村 明雄 君
6番 川上 初太郎 君	7番 熊澤 芳潔 君
8番 高橋 幸雄 君	9番 矢野 利恵子 君
10番 谷口 二郎 君	11番 後藤 次雄 君
12番 大久保 優 君	13番 高道 洋子 君
15番 吉田 敏男 君	

## ◎欠席議員（2名）

1番 星 孝道 君	14番 菊地 一將 君
-----------	-------------

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津 勝彦 君
足寄町教育委員会委員長	星崎 隆雄 君
足寄町農業委員会会長	阿部 正則 君
足寄町代表監査委員	川村 浩昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中 幸壽 君
総務課長	大塚 博正 君
福祉課長	堀井 昭治 君
住民課長	櫻井 光雄 君
経済課長	渡辺 俊一 君
建設課長	南岡 雄二 君
国民健康保険病院事務長	對馬 邦彦 君
会計管理者	渡邊 義一 君
農業委員会事務局長	長南 和彦 君

## ◎教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤 和弘 君
教育次長	鈴木 泉 君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本 昌弘 君
事務局次長	西東 文雄 君
総務担当主査	山田 弘幸 君

◎議事日程

日程第1 行政報告 < P 3 ~ P 5 >

日程第2 一般質問 < P 5 ~ P 3 4 >

午前10時00分 開議

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

14番、菊地一將君、1番、星孝道君は欠席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に、議会運営委員会をお開きをいただきたいと存じます。

午前 10時01分 休憩

午前 10時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 議運営委員会報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） ただいま、開催されました第1回定例会に伴います議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

3月11日、金曜日、午後2時46分ごろに発生いたしました東北地方太平洋沖地震を初めとした、一連の災害にかかわる本町の対応状況について御報告をいたします。

まずは、東北地方で起きた地震などで被災された多くの皆様方に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

本町には、東北地方から入植された方々が多数おり、町民の皆様の中には、被災地に御親戚やお知り合いの方がおり、御不安な日々をお過ごしの方もいらっしゃると思いますが、一日も早く皆さまが平穏な生活に戻れることを心からお祈り申し上げます。

本町にありましては、最大震度が3という地震でありまして、激しい揺れはありませんでしたが、念のために町道の主要路線のパトロールを行い確認をしたところ、被害はなく、町内における被害報告も受けておりません。

3月14日、月曜日に、各課長を召集し、深刻な被害を受けた被災地のために、本町が行う支援策について協議をしましたが、沿岸部を中心に被害の大きかった地域では、今もなお現地に入れない状態が続いていることや、被災地への物資の送付は、個別に大量の物資が送られると、仕分けの困難さや、被災者の手元に届くまでの時間差などで、せっかくの善意の物資がかえって、被災地に大きな負担を強いることになる恐れがあり、現地のニーズが明らかになり、正式な募集が行われてから早急に物的及び人的な支援が行えるよう、準備を進めることといたしました。

現在のところ、日本水道協会北海道支部から提供可能な給水袋の調査があり、3リットルから10リットルの給水袋を合計1,700袋提供可能と報告しており、また、国や全国知事会から各自治体に対し、現時点で提供可能な支援物資の調査がきており、災害非常食や毛布、飲料水等の提供が可能な旨報告をしております。

また、池北三町行政事務組合足寄消防署の

関係でございますが、大規模災害等において全国の消防機関相互による援助を行う体制として「緊急消防援助隊」がありますが、いつ派遣依頼が来ても早急な出動ができるよう本別消防署及び陸別消防署と必要な調整を既に行っております。

なお、国が関東・東北地方の電力不足に対応するために、全国的に節電を呼び掛けていることから、役場庁舎や公共施設などにおいて、住民の皆様にご不便をおかけしない範囲で、照明の消灯や、パソコン等の電化製品の電源を小まめに切る等の節電を指示したところであります。

北海道内での節電により本州への電気の供給量が増える等の直接的な効果があるわけではないとのことではありますが、被災地のライフラインが断絶されている現状、東北・関東の計画停電等の状況や、さらには福島原発の事故等によって、今後危惧されるエネルギー不足等をお聞き、これまで以上の節電を進めていきたいと考えております。

なお、口頭で少しつけ足しをさせていただきたいというふうに思いますが、昨日、十勝町村会のほうから通知が参りまして、十勝町村会、さらには帯広市、あるいは市議会、それから、十勝の農業協同組合長、商工会関係含めて、会議が持たれまして、ただ今足寄町がしかるべき要請にいつでもこたえられるようにということで、報告を申し上げましたけれども、十勝全体が一体となった支援として取り組みをしていこうということで、確認がされた旨の通知も参っているところでございます。

さらに、自衛隊の関係でいきますと、十勝は第5旅団所属になっておりますけど、既に1,100名を超える隊員を、第5旅団からも派遣をするということが決定がされて、きのうから、既に隊員の移動も始まっているということもお聞きをしております。

あわせて、足寄の弾薬庫に署からも3名の方がそこに参加をされるということで、省庁から報告を受けております。

また、きのうの段階で、私のほうから、十勝の教育局、あるいは道教委のほうにもちょっと連絡を入れまして、一番危惧されるのは、原発が大変危険な状況にあるということで、まず子供さんたちの一時避難といえますか、受け入れをすべきでないのかということで、我が町には、ネイパルあしよろ、これは道の施設でありますけども、この施設がありますから、そういったことの取り組みをすべきではないかという御提案もさせていただいているところでございます。

また、道教委のほうからも、その旨、子供たちの一時疎開、もっと言えば新学期もそろそろ始まるわけですから、学校での受け入れ等々についても可能な限り対応すべしという通知も来てるということでございますから、けさも教育長とも電話で打ち合わせをさせていただいて、我が町としては一時的にネイパルあしよろの運営を我が町が担うということも含めて、今後具体的な詰めをしていきたいなというふうに思っております。

さらには、避難されている方々の家族が大変な数でございますから、状況に応じては、町民の皆様方にも一時受け入れというような協力要請なんかについても検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

議員各位におかれましても、逐次こういった状況につきましては、情報提供していきたいというふうに思っておりますけども、いろんな支援の方法等々を含めて、御意見等あれば、ぜひお寄せいただきたいということで、お願いをしておきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、今後被災地が何を必要としているのかをしっかりと把握をし、そして十勝町村会あるいは、北海道町村会、あるいはオール十勝としてできる限りの支援を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を

終わります。

### ◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 会議規則第61条第2項の規程に基づき、一般質問を行います。

1、農業の6次産業化法の施行について伺います。

私は、以前一般質問等で、一次産業の生産物を二次加工し付加価値をつけて販売すべきと提案したが、受け入れられなかった。

この度、一次産業の所得の向上、雇用の確保、後継者不足等の解消等、多面的な効果を視野に、平成23年3月1日付けで、農業の6次産業化法が施行されました。

農業の6次産業化制度の支援制度を活用することにより、加工販売、さらには6次産業化法に基づく事業認定を受けることにより、新商品の開発費を、加工設備や販売等の設置費用等が補助対象となる制度であり、特にこの事業に関しては、他町村に先行した事業展開が求められる。

町長はこの制度を導入する意思があるかどうか伺います。

あるとしたら、どのような構想をお持ちか伺います。

2、環境対策について伺います。

北海道経済産業局が北国の省エネ・新エネ大賞に十勝で各1件が評価されました。

有効活用部門では、街路樹等の枝、農産物の収穫後に出る殻等を高齢者に委託し、ペレット燃料を製造し、ペレットストーブの普及促進に努めたことが評価されたものであります。

新エネ部門では、地中熱を取り組むヒートポンプを導入し、冷暖房や融雪に利用し、CO<sub>2</sub>に換算すると、年間約45トンに相当する削減量が評価されました。

今後は、冬の冷気で氷を作り、夏の冷房に利用する自然製氷蓄熱システムを導入することです。

1、町長は23年度予算で1,721万3,000円を投じて1階の一部と2階に空調設備を予算計上しているが、このような中途半端な空調設備ではなく、自然環境を利用して、消防庁舎も含めた全館の空調設備を検討すべきと思うが、いかがか伺います。

次に、河川、地下水の件ですが、御存じと思うが、家畜のふん尿の保管状態が一部不適切であり、河川、地下水に及ぼす影響が非常に懸念されます。

既に地下水に影響が出てる地域があり、以前のデータがあるので現在の水質検査を依頼しているところでございます。

結果が出たら御報告いたします。

今後、早急な改善が求められるが、行政としてどのように対応されるのか伺いたい。

3、充実した福祉の町、定住の町足寄町を宣言したらどうか。

私の知り得る町民の方から、公務員の人は退職したら都会に行けるからいいですねとよく言いわれます。

それは民間人も同じです。行きたくて行けない人もいるけれどもとっております。

老後が不安で足寄町から出て行く人よりも、行政が安心して老後の生活をできる医療、福祉、住居、ソフト面での環境づくりが足りないのが要因でしょう、と言っているところです。

足寄町では、現在、町立病院と我妻病院とで医業仕分けをして、より充実した医療サービスを追求しているところであるが、医療、福祉、住居、ソフト面は一連化したものです。

ここ数年医師の出入りが多いが、どこに要因があるのか伺います。

足寄町では、役場庁舎の北側を用地買収し、高齢者用公営住宅を建設予定ですが、私は用地買収に反対したところであるが、今後は今までのような公営住宅ではなく、一部存

在するが、町有地を無償貸与し、貸し付けし、中高年者、身障者、介護者、おのおののグループホーム建設に当分の間移行すべきではないか、伺います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁。安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 大久保議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の、農業の六次産業化法の施行についての御質問であります。六次産業化法につきましては、一次産業の農林、漁業者が二次産業の加工、製造業、三次産業の小売り業等と総合的、かつ一体的事業を推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を高めることで、多面的な効果を生み出すことにより、地域経済の活性化へつなげるものとして、平成23年3月1日に施行されました。

六次産業化を目指す農業者等や、農協、集落営農組織等が事業したいとなり、生産や加工、販売を一体的に行う総合事業化計画の認定申請受付が、地方農政局の総合相談窓口において始まっております。

本町には資源や環境など、地域の宝が多くあり、農産物の加工、販売を手がけている農業者もおりますので、六次産業化を生み出す農業者等に対して、足寄町農業協同組合、足寄町商工会などと連携を図り、情報等の提供及び支援をしてみたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の環境対策についてお答えをいたします。

環境対策として、消防庁舎を含めた役場庁舎の全館への自然環境を利用した冷房、空調設備の導入についてであります。本庁では既に平成15年度から、螺湾、ふきの里におきまして、雪氷エネルギーを活用した農産物の貯蔵庫、製氷20トンの実証試験を行っております。

実証試験では、貯蔵庫の室温はおおむね設計温度を保つことができ、農産物の保存等には有効な方法であることが実証されております。

すが、コスト面では設備、整備費、整備費用や毎年度の製氷、維持、管理費用などは高額となることが考えられております。

したがって、同様の製氷、蓄熱システムにより庁舎全館に冷房、空調設備を導入した場合、製氷量は少なくとも1,000トン以上が必要となり、そのための氷貯蔵庫建設費用だけでも相当な高額となることが予想されるところでございます。

今回、予算計上させていただきました冷房設備は、庁舎設計時点での想定を著しく超える高温、高湿度の解消のため、庁舎の一部に安価な設備方法といたしまして、電気による冷房専用パッケージエアコンの導入を選択をいたしましたところでございます。

今後は、残された庁舎内の冷房設備、未整備部分の解消など、まだまだ課題がありますので、環境に配慮したエネルギーの活用、ヒートポンプシステムあるいは製氷蓄熱システム等を含め、検討をしてみたいので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、河川、地下水に及ぼす影響についてであります。議員御指摘の、家畜糞尿の保管状態が懸念されるところであります。平成22年度から現地での家畜、排せつ物処理に関する実際の把握等を目的として、十勝総合振興局、十勝農業改良普及センター、十勝東北部支所、足寄町、足寄町農業協同組合が合同で巡回を行っております。

平成22年度は、34カ所を実施し、26年度までにすべての堆肥舎施設の調査指導を行う予定となっております。

今後も足寄町農業協同組合と連携を強化し、環境意識を重視しながら畜産農家へ家畜、排せつ物の適切な管理についての指導を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

3点目の、充実した福祉の町、定住の町、足寄町の宣言についてお答えをいたします。

初めに、ここ数年、医師の出入りが多い要因についての御質問ですが、平成20年4月

以降、3カ年の医師の去就は、退任6名、着任6名となっており、特に昨年以降、4名の医師が退職となっているところであります。

退任の理由については、それぞれの先生御自身の御都合によるものでありますが、患者さんにとっては、着任いただいたお医者さんにはできるだけ長くいていただくことで、安心と信頼を築けるものと考えておりますし、病院経営の面からも、長くいていただくことを願っているところでございます。

この度、行政報告もいたしました。この4月に赴任いただく医師につきましては、特に現在進めております医療と介護、保健、福祉連携に向けた取り組みと、当院の今後の診療方針に御理解をいただき、長くいていただける医師に就任いただくためにも、慎重な協議を進めているところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、高齢者用公営住宅等についての御質問についてお答えをいたします。

今議会において、行政報告をさせていただいたとおり、人口減少と高齢化人口の増加傾向が進展している中、すべての町民が安心して暮らせる町づくりを目指す医療と介護、保健、福祉の連携システム、以下、「連携システム」と言わせていただきますけれども、この構築に向け、在宅生活を支えるシステムを構想の骨格として、核となる医療の機能分担への第1歩を踏み出しました。

この連携システム構想の概要といたしましては、昨年12月定例会での御報告とおり、大きく9項目の課題に分けておのおの検討中ではありますが、そのうち認知症への対策や、高齢者用の住宅や、短期宿泊施設などについては現在課題解消への目標樹立に向けた検討を行っている最中にあります。

また、高齢者等に対応した居住空間のあり方についても、足寄町住生活基本計画への反映を含めて、関係部局間において協議を行っているところであります。

さらに、国土交通省においても同様の見地から、高齢者の居住の安定確保に向けた法律

の整備を促進しており、この住宅関連法の詳細等について、上部官庁に対し照会、協議をしておりますが、入居の条件、入居期間、賃貸契約のあり方などについて、足寄町で考えている高齢者等に対する居住の対応との乖離があり、すぐに導入決断ができないのが実情であります。

しかしながら、連携システム構想を推進するにあたり、高齢者等の抱える多様な居住のあり方については、柔軟な入退去を行えることが肝要で、現状の公営住宅法等の範疇を超える居住空間の整備、提供が求められていると考えており、さらに上部官庁等と協議を進めていく所存であります。

町有地の利活用においても、土地開発基金で、役場庁舎北側に取得した用地を含め、町中の町有地の有効活用策により、高齢者等の居住空間の整備を進めていくことが、町民の安心をえられるものと考えております。

また、グループホームや各種施設等の建設手法においては、議員仰せの町有地無償貸し付けの手法を含めて、行財政の効率的な運営手段として、最善の方法を検討していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、すべての町民が安心して暮らせる町の構築に向けては、住宅や各種施設等をどのように整備していくかを一つの手段として、すべての町民の安心感をはぐくみ、生活を守り、支えていくための医療と介護、保健、福祉の連携構築を最終の目的として推進してまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、大久保議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 六次産業化の再質問なのですが、とりあえず今の町長の答弁によると、まだ具体的な構想は持っていないということですね。

これは、もう3月1日から受付を開始する段階に入っております。

先ほど言ったとおり、これは近隣の地域、町村より先駆けて起こさないと、後手を踏んで発展性がないと、そういうふうを考えておりますので、早急に農業協同組合と商工会と、町がおのずからリーダーシップをとるのだらうと思うのですよね。

そういうことで、これは早急に構想をもって、申請の手続を終わらせるべきだと思います。

それと一つ、その辺お伺いしたいのですけれども、今年の11月ですか、第16回オール十勝大収穫祭が今年の11月11日から16日まで、6日間、藤丸デパートで開催されております。

そこで、私ラジオで聞いたんですけども、足寄町だけ参加していなかったと。

基本的には特産物が対象でございます。足寄町はなぜこれ、出品していないのか。それともう一つ、16回とあるが、過去何回出品したのか。

これは何を質問しているのかというと、こういう宣伝、足寄町の特産物を宣伝する、そういう大変貴重な場所に足寄町だけ出していない。それで、周りの町村では足寄町は特産物があるし、みんな流通がいいから出てこないんだと、そういううわさをされております。

その辺を通して、こうしう事態が起きたか、まず、答弁願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） まず、六次産業の関係で先行させてやるのが一番いいのではないかとございまして、私も可能なものであれば、そういうふうにいたしたいなという思いもあります。

日ごろから、単なる原料供給ではなくて、いかに付加価値をつけて、いろんなところに売り込むかということが大事だということ、これは普段から農協の組合長さんともいろいろお話をさせていただいているところでございます。

その中の一つとして、これは小さな動きでありますけれども、まさしく六次産業まではい

きませんけれども、つい先日も、町内のおすし屋さんがラワンブキを活用したキムチ漬けなんていうことも、そんな取り組みもされていることとございまして、農協さんとしては、ブキ部会というのがございまして、ラワンブキの作付けの面積をふやしていく。そしていろんな意味で、直販もありますけれども、いろんな加工ということも含めて考えていくというようなことも検討もされていることとございまして、とにかく条件が整い次第、町でやるということにはなかなかありませんので、これはまずは生産者、農協、さらには場合によっては、それを加工する商工業者になるんでしょうか、そういったことも含めて、連携を図りながら進めていきたいなというふうに思っております。

なお、この六次産業化につきましては、既に行政報告等もさせていただいておりますけれども、帯広市長が提唱しているフードバレー十勝構想、さらには定住自立圏構想、これは今後帯広市とそれぞれの町村等で協定を結んでいくわけでありまして、その中の検討項目のひとつにもはっておりますから、議員仰せのとおり、早いにはこしたことはありませんけれども、これは本当に有効な手段だというふうに思っておりますから、そういった連携を深めながら、可能性を追求していきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、昨年、藤丸で開催されました、このオール十勝の特産物と申しますか、実はここに足寄町が出展をしなかったというのは、実は私も実は聞きました。それでどうしてなんだということ、聞いた経過もありますけれども、これは基本的には観光物産協会のほうが連携と申しますかとりながらやっているということで、それにしても出ないというのは一体どういうことなの、という話もさせていただきまして、結果としては、詳細は今、手元に資料ありませんけれども、結果として観光物産協会として、情報が整わなかったというようなことで、残念ながら出展ができ



なかったということで、報告を受けているところでございます。

なお、過去の出展の状況等々もお話がありました。もしそのこともということであれば、手元に資料がございませんので、若干時間をいただいて、答弁資料を用意したいと思いますけども。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 先ほど冒頭に、私もこの件に関して言ったのを以前、一般したことがあるんですよね。そのときは、一次、二次産業って、これは足しても掛けても6だから六次産業と表現されたわけですけども、問題は、あのときには、要するに農産物を付加価値をつけて、二次、三次加工して出なさという表現したわけですよね。

しかし、行政では、そういうことをやる気持ちが全然ないんですよね。まあ、行政は直接行政するはやるわけではないから、当然、販売は商工会、加工、その部門は農協関係だと思うのですよね。

だけどそういう一連の話し合いは、以前からしておくべきだと。足寄がどうやって生きるべきかと考えると、当然そういうことを検討していかなければだめだと思うのです。これから検討するんじゃ、時代が遅れてると思うのです。

だから、その辺も少し執行者はきちっとした姿勢をもつ。将来の姿勢をもって何ごとにも取り組んでいくべきだと思うのですよね。

ですから、結果この六次産業化におくれをとっちゃなんらということ、町長言われていたように、当然そうなのですよね。

たまたま道の駅の横に、外側に販売店をつくる。あそこにこういう、施設も全部補助になるわけだから、この次申請していけばね。

そういうのを別に足していくとはね、そういういろんな方法でここから考えていかなきゃなんらと思うし、また、町長は多分、行政は商工会、農協側との連携が足りないの

はないかと思うのですよね。

もっともっと密にしてやっていかないと、ただこれは、トップが話し合ったってだめなのですよ。やっぱり担当者同士がきちっと話し合わないかね。そして行政がきちっとした姿勢をもって、農産物はこういうのやっていくんだから、新たな構想をもっていかないと、この事業はなかなかできないと思う。やっぱり行政がリーダーシップをとるわけだから。

それで、先ほど町長も言われましたけど、私は町では一切余計なことをするなど、事務関係だけでいい。早く言えば、車両部門だって、老人ホームだって、町は直営するなど私言ってますから、いつもね。だから町は一切独自でやることはまかりならない。これは民間の活力を利用したこういう経済政策だと思うのですよね。

それともう少し、町長のはっきりした考えを聞きたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、いろんなこういう新たな国から政策等が出てきましたら、当然これはもう、担当者レベルで、こういうのあるぞということも含めて情報交換もしておりますし、議員仰せのとおり、やっぱり主体というのは経済団体、あるいは生産者だというふうに思ってますから、当然そこに対しては、私どもも何とかできないとか、場合によってはこういうものもあるんでないというお話もさせていただいている場面もありますけども。

ですから、先ほどもお答えしたとおり、そういう動きが出たときには、当然町が働くべく役割。当然補助金の確保ですとか、そういった分については全く連携を密にして、その努力は惜しまないでおりますし、この間もいろんな貯蔵施設等々の関係についても組合長と一体となって要請活動なんかもしているというようなことでございますので、ぜひ御

理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、道の駅の横にこれも行政報告させていただいておりますけども、ここに農協さんが主体となって、地場製品の販売等についても、取り組みをしていくということになっています。

既に農協のほうとしても、実際に売るものを誰が提供するのかという協議会と言ったらちょっと大げさかもしれませんが、そういった会合も開いて、そういう体制も整えているというようなことをごさいますし、それから、新町にごさいます温泉ハウス、これも再度農協さんのほうで利活用をやって、今のところお聞きしているのは、ハウレンソウをそこで生産をして、そのものも、道の駅のあそこで売りたいという、着々とそんなことも含めて、農協さん自身も前向きな取り組みをしているというふうに思っておりますから、議員御指摘のとおり、なお一層、今後も担当者レベルでそういった連携も含めて強化をし、ともかく地場製品の販路、あるいは付加価値をつけるという取り組みについては、今後もしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えますので、よろしく御理解のほどお願いをしたいというふうに思います。

○町長（安久津勝彦君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 先ほど町長の、らわん蒔の里の氷の室の関係の話したのですが、あれは私たまたま、ちょうど当時、そのときの委員長だったもので、担当にかなり調査、研究してもらったんですよ。結果的に、なかなか7月までもったらしいところだなという結果なのです。

まだ構造的なものとかいろいろあったと思いますけれども、私は何でやったかと言ったら、道の駅が今でき上がって、そういうものを売ると。そういうことは、せめて8月近くまできちっと保存すればそういう施設をつくって、農産物を供給できるなど考えて、私やってもらったんですよ。

だから、あのころは町長よりは私よく知ってるんですよ、中身。かなりしつこくやりましたからね。

だからその辺は、構造的な問題があってもてなかなかったんだと思うんですよ。それと、今の六次産業に関しては、町長から肝に銘じて、他町村に先駆けてやってください。

それともう一つ、今のオール十勝の関係なのだけれども、町長が出ないのがわからないと、この担当は経済課です。商工会の関係。経済課で再三多分、商工会でこれは藤丸から出してくれと、再三お誘いかかっているとと思うのですよね。

それがこういうチャンスに物がそろわないから出品できないって、何やられているのですか。今までいつも。そういう足寄特産物を、どのような販売しているのですか。

これ、経済課のリーダーシップでやるべきではないのですか。その辺ちょっと、しっかりした連携をお答え願いたいのですけど。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） 大変お待たせをいたしました。

藤丸で行われておりました、オール十勝大収穫市の出展状況でございますけれども、足寄町として出展していなかったのは、平成22年だけでございます。ですから、いろいろな形で出ておりますけれども、平成7年から開催がされて、昨年で16回を数えておりますけれども、15回出展をしているということでございます。

それから、出展できなかった理由でございますけれども、日程が6日間ということで、他の町は、農協ですとか、それから、特産品を製造している業者の方が多く来て販売をしている状況ですけれども、足寄町の場合は、

観光協会の職員が出て販売をしているという  
ようなことで、非常に6日間出展するという  
のは非常に厳しいというようなことなどがご  
ざいまして、22年については出展をしてい  
ないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優  
君。

○12番（大久保優君） 私は、そんな答弁  
を聞きたくないのですよ。要するに、町長は  
2期ですよ、要するに何をやってきたか問  
題なのです。姿勢の問題なのですよ。

どれだけ町長が積極的に地場産の普及に努  
めているかという、意思の問題です。

それにまつわる部下の関係、それが出展し  
ない理由なんて、私聞きたくないのですよ。  
そういうレベルの世界でないと思うのです  
よ。農協でも一時札幌行って、農産物キャン  
ペーンをやったことありますよね。ああいう  
積極性が非常に大事だと思うのですよ。

だから日常のあなた方の考え、そこに私問  
題があると思うのですよ。商工会とか観光協  
会でやるって、そういう問題じゃないです  
よ。やっぱり行政もあなた方もひっくるめて  
やらなければならないのですよ、一緒に。そ  
の姿勢が足りないと思うのですよ。

だから私も以前、再活用事業でも、商工会  
と会員とパイプが詰まっているとよく言いま  
したよね。今もそれ変わってないですよ。  
だからそれをどう解消していくかもトップの  
考えだと思うのですよ。

だから、この問題を、こういう問題をもう  
少し真剣になって考えてもらわないと、まず  
まず他町村から置いていかれますよね。

以前の町長がよく、他町村の動向を踏まえ  
てという表現しましたよね。私はそれ、大嫌  
いな言葉だったのですよ。だから他町村で先  
行して物事をやるぐらいの意思がないと、私  
はやっぱりそれがトップの考えでないと思  
うのですよ。

ともかく、去年のこの出品はもう終わった  
ことだから、いたし方ないけど、来年からは

積極的に、もっと積極的にというよりは果敢  
に挑戦していただきたいと思うのです。

その辺、町長もこの辺知らなかったという  
話だけれども、それもちよつと問題あるかな  
と思うのです。やっぱり担当される課長クラ  
スは、関係、物事に真剣になって、本当に住  
民にどのようなサービスしたらいいか、住民  
のためになるかということ、もっと真剣に  
考えていただきたいと思うのですよ。

それと、さっきの氷の問題もあったのです  
けど、足寄の販売するための氷の部屋とか、  
そういう省エネの問題あったんですけどね、  
それやはり、すべてが機械で頼る冷房とい  
うことではなくて、やはり自然環境を利用し  
た、その施設一つの設備の中で、氷つくった  
り、雪入れるっていうのは大変な金かかるの  
で、いろんな方法あると思うのですよ。

そういうもの、やはりそういう施設が研究  
が少ないと思うのですよね。考えが、今あち  
こちでそういう施設できてるわけだから。そ  
ういふもの踏まえて、庁舎の冷房に使った  
り、今後一年間、要するに足寄で生産され  
た生野菜が一年間保管できるような、そう  
いう設備を、金のかからない設備を今後は  
考えていくべきだと。野菜も3度からプラス  
の0度で保管しておく、品質は全然変わら  
ないのですね、そのまま置いても。そうい  
う事例もあるのでね、それだけ冷やすとな  
ると金が、経費がかかりますので、これか  
らどのようにして農産物を手軽に住民に毎  
度、地場供給できるくらいの考えを持って、  
これから取り組んでもいいんじゃないかと思  
うのですよね。その辺、今後今のデパート  
のオール十勝の問題も、今後に向けて、ど  
のようにやっていくか、はっきりした姿勢  
をお聞かせ下さい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたし  
ます。

まずは、今の藤丸で開催された十勝のオ  
ール特産市については、本当に私自身も残  
念でありますけれども、22年度は出展が  
できな

かったということでございます。

その他の、毎年、8月には札幌大通りで全道各市町村が集まっての、そういった取り組みもございますし、それから東京では代々木公園で、これは全国規模のやつ、これについても足寄町は毎年参加をしていただいております。

とりわけ東京につきましては、東京ふるさと会がございまして、この会員さんたちも、実は出展期間中、大変お手伝いをいただきながら、もちろん東京、札幌につきましては職員を派遣しながら取り組みをしていると。正直言って、採算面でいきますと経費がかかりますから採算割れはこれは間違いないことですけども、しかし私の思いとしても、これはやっぱりそういう機会というのは、決して採算のことだけではなくて、我が町足寄町をPRするやっぱり貴重な場だというふうに認識しておりますから、これについては積極的に参加をすべしという思いで、職員についても派遣をしているというようなことでございます。

本当に、議員御指摘のとおり、昨年のおひざの十勝、特に藤丸でやっているところに出展をできなかったというのは、私自身も極めて残念なことでありますし、23年度以降についても、そういったことがあれば、当然出展をできる体制、どうあればできるのかということも含めて、当然今までは十勝で開催されるものについては、観光協会が中心ということでもありますけども、ここの中心は変わらないというように思いますけども、しかし先ほど課長からも答弁したとおり、6日間というようなこともありますから、例えば農協さんであるとか、あるいは関係団体、あるいは生産者も含めて、そういった条件整備も含めてこれからやって、23年についてはやっぱり出展すべきだというふうに私自身も思いますから、そういったことを当然取り組みをしていかなくはないというふうに考えているところでございます。

次に、新エネルギーとまで言えば大げさか

もしれませんが、いろんな全道各地、あるいは全国レベルでも、色んな取り組みがなされております。

氷を利用したり、あるいは米の関係についてはそれこそ倉庫に雪を入れて、さらには都会ではマンションの夏の冷房用にとということで、雪を貯蔵してだとか、こういった取り組みはいくつか私どもも承知もしているところでございます。

議員御指摘のとおり、農産物のある意味越冬させることによって、品種によっては糖度が増したりだとか、そういうこともあるということも十分承知をしているわけですが、いづれにしてもそういう分も含めて、とりわけ農産物に関しては、農協産、JAさんのほうとも連携をとりながら、当然主体はあくまでも農協さんだというふうに思っております。

農協自体も、いろんなここ数年、計画的に施設整備も進めてきております。昨年につきましては、貯蔵庫、さらには前の年につきましては小麦の乾燥施設等も含めて、計画的に進めてきております。

当然、さらにそのことも連携を強化をしながら、そういうものが農協さんとして主体的に取り組むということであれば、当然町が果たすべき役割、当然補助金の確保ですとか、場合によっては、補助残の分については、これは議会とも相談をさせていかなないといけませんけども、場合によっては、物によっては、町費からの支援ということもこれは考えていくべきだろうというふうに私も思っておりますので、そんなことで今後も取り組んでいくべきだと私も思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 六次産業に関しては町長も答弁書に素晴らしいこと書いてあります。これは文章でなく、実際に実行していただきたい。そしてそれも、早急にやること

をひとつ期待しまして、次に移ります。

環境対策についてなのですが、町長が答弁されたように、新庁舎のエネルギーに関してはもう少しいろいろなデータをとって、いかに経済的な効果で目的を達せるかということをもう少し慎重に、今後やっていきたいと思えます。

それから、河川関係の問題なのですが、22年、現地調査をしたとありましたけれども、これは34カ所ですか。これはどのような34カ所の場所の設定をしたのか。

調査の結果、どう出てるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） ただいま、御質問をいただきました昨年の12月に家畜ふん尿の調査を行ったということの内容でございますけれども、昨年12月2日の日に十勝総合振興局とそれから普及センターそれから農協、それから町と合同で調査を行っています。

場所につきましては、今回については上足寄、茂足寄、螺湾、上螺湾、稲牛方面の畜産農家を34件調査しております。

結果でございますけれども、4件ほど施設の不備、雨が入ってしまうですとか、そういった部分だったとか、それからあと、堆肥の野積み、とういうったものが指摘をされて、その場で十勝総合振興局のほうから指導を受けております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） その34カ所の設定というのは、どこがされたんですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） 今回の茂足寄、上足寄、螺湾、稲牛方面の地区については、5年間で町内全件、全カ所を調査するというので、今年については34件ということで、町のほうで方面としては指定をして、今年度についてはそちらのほうを回るというこ

とで、指定をしております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） 町で指定をしております。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） それで、せっかくそうやって調査入ったけど、冬ということはどういうことなのですか。

ちょっと、調査には適さない時期だと思うんですよね。夏でないとか、よく見えないでしょう、雪降ったりして。

その辺どうなってるんですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） 時期につきましては、十勝総合振興局のほうから、この時期にやりたいということでの連絡が来まして、その時期でやると。主体は十勝総合振興局が主体でやる調査に、町ですとか、農協も一緒に参加をさせていただいたという形になっています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） この問題に関しては、現時点で地下水に影響が出ているのですよね。だから、役場の人がどこまでそのパトロールできるかという問題もあるのですけれども、やはりこの問題を大きな問題にこれから発展しますよ。

まして、町も補助を出して、火山灰で堆肥を置く、野ざらしですよね。あれは大変危険な状態なのですよ。まして、それぐらいもつとひどいところもあると思うのですよ。

それをきちっとやっぱり、行政指導で報告して直していかないと、これからの環境はひどくなると思いますよ。

一部の場所だと思うのですがね。だからやっぱり、近隣の消火栓も町でやっぱり水質検査していく必要があるのではないかなと思うのです。その辺どうですか。

○議長（吉田敏男君） いいですよ。

○町長（安久津勝彦君） 大事な発言があったなというふうに思います。

お聞きをしたいのですが、既に地下水汚染があるという御指摘でございますけれども、あるとしたらこれは大変なことですから、むしろばりといえますか、もっと言えばこの場で支障があるということであれば、担当なり、その情報があるならぜひ聞かせていただかないと、これは大変なことです。本当に地下水汚染の。

少なくとも私どもはそういう認識ではありませんのでね、そのことちょっとお尋ねしたい。

○12番（大久保優君） その場所の固有名称を言うところちょっと問題かなと思うのですが、実際この方は上に農家があって、下の方で飲料水、日常的な飲料水でないけど飲料水を利用したわけですよ。そして、その水を見ると、もうぬるぬるになっていると。もともと飲料水で皆さん飲んでいるから、品質検査してたのですよね。家庭用の水じゃないのですけどね。

それで水質検査に出してるの、もう1回、それ現実の問題ですからね。それは名前は言えませんが、個別であると教えます。その件に関しては。

だから、そういう現実が起きているので、結構今も高いところにそういう排せつ物がいつているということが、私もわかってます。

その辺は、これから本当に経済課もきっちり管理しながらやってかないと、足寄の環境はすごく悪くなっていますよ。

やっぱり役場は、経済課が認識されてないというのね、ちょっと問題だと思うんですよ。

その辺きちっとこれからやっぱり、そういう指導、管理していかないと。ただ、向こうの上足寄町のあっちの方面は、一部、堆肥が野積みしてあったという箇所もあったのですよね。

その状態というのは、やはり、当然雨降っ

たりしたら流れますよね。やっぱり、農家の方々にそういう指導をしていくことが大事じゃないかなと。

私も、魚釣りが好きなので、たまたま白糸に魚釣りに行ったら、ちょうど雨のあとだったのでですね。それはそこに、その川に堆肥が流れる、押して出た跡があるのですよ。

そういう現実あるのですよね。だからもう少し、きちっとやらないと、管理していかないと、足寄の地下水は大変なことになると思いますよ。その辺まず認識してほしいのですよね。それね。だからあらゆる角度から、そういうやっぱりパトロールしてやっていかないと。自覚してないというのは大変問題だと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） ちょっと先ほども反問させていただきましたが、重大な発言だなというふうに思ってるのです。私は。

少なくとも、家畜廃棄物につきましては、家畜廃棄物処理法というのができて、基本的に野積みはだめよと、堆肥をつくりなさいと、ふん尿処理施設をつくりなさいということで、この間、補助事業等を活用させていただいて、そういうことで鋭意整備を進めてきたということでございます。

当然、堆肥舎に入れる間の何日間かというのは現実あるのかなというふうに思ってますけども。しかし、地下水に影響を及ぼすようなことはないだろうというふうに私は思っておりますし、もちろん町の担当者もそうですし、農協の関係もそうですし、現実の問題ありというのは逐次、それを生産者の方に指導なり指摘はしているものというふうに私は認識しております。

もしあの、議員がそういう場面があるとなれば、当然遠慮なく、担当者、もっと言えば、これは指導期機関というのは責任逃れをするという意味ではないのですけども、権力を持って指導できるというのは、十勝総合振興局ということでありますけれども、しかし現場は、足寄町で仮にあるとすれば起こるこ

とですから、それは私ども行政も含めて、あるいは農協も含めて、それは適切に管理をなさないとすることは、これは言われるまでもなくしていかなければいけないということでございますので、ぜひそういう事例があれば、逐次そういう情報をいただきたいなということをお願いをしておきたいなというふうに思っております。

それから今、白糸の話ちらっとお話がございました。これは私も事後報告で受けましたけども、大量に雨か何かで大量に流れ出てしまったというようなことの報告を受けました。しかし、それは直ちに処理をしたというようなことで報告も受けておりますので、そういう事象が生じた場合については、当然時間を置かずに、適切な処理を、もちろん指導もしなくてははいけませんし、適切に対応してきてるものというふうに私は思っておりますので、もしあるとすれば、ぜひ御指摘をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君  
○12番（大久保優君） この問題に関しては、やはり農協と行政と一体となってひとつ町をパトロールしてください。そうやってしないとわからないと思います。

どうですか、その辺は。これからの環境に大変影響されることなので、農協さんと経済課と徹底したパトロールしてみたらどうですか。そうしたら、確認できると思いますので。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えしたとおり、決してきょうはパトロールに行くよというその日でなくても、他の用務でもいろいろ地域を回ったときに、当然担当者もこれはちょっと問題ありというような場面があれば、当然今までもやっているというふうに思ってますし、今後もそのことは議員の御指摘もありますから、そのことはさらに意識をしながら、他の用務で行ったときもきょうきょうして歩けと、もしそういうのがあると

すれば、直ちに場合によっては、支庁とも連携をしながら、指導しなければいけないものはきちっと指導するというような姿勢で臨みたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君  
○12番（大久保優君） わかりました。そういうことだったら、この問題に関しては、今後の課題としてきちっと整理していききたいと。これは地下水にまるっきり影響を及ぼしたら、取り返しのつかない問題ですから、先ほど言った、あらわれてる事項とはたまたま下が砂利層なので、すぐ浸透するのですね。

ただ気をつけなくてはいけないことは、堆肥をまいてるのか、堆肥をまいている格好をして捨ててるのかという問題もあるのですよね。その辺もちょっと、ニュアンスが違うだけでちょっと問題があるのですよね。その辺も自覚しながら、これから調査していきたいと思えます。

それで、この件は終わります。

空調関係ですけども、先ほどもちょっと話ししたんで、やはり一番効率のいい空調システムはどうなるのかという、これからじっくり考えたり、やって、長い新築された庁舎だから、50年はもつと思えますので、50年先を見た経済的な設備をこれから検討していくようお願いします。

要するに、先ほど、次に3番目なのですが、医師の出入りが激しいことに関して、町長答弁いただきましたけども、それはやめるお医者さんの申し出のことなのですよ。本当に、その裏に何かあることは察知できませんか。

反問を使われるからだめか、これは。

よく、医者に聞かれるのですよね。病院行ったら。足寄以外ですよ。これ変わってないんですよ。それで、先ほども言ったのは、ソフト面ということで、表現したんですけども、やはり医療というのは心のケアが大

変大事なのです。お医者さんだから、ちゃんと資格持っているから、それは、治療に関しては安心して任せると思いますけども、やっぱりソフト面の関係。

これが大変重要な問題だと思います。心のケアっていうのですか。それが大変課題になっていると思います。これも一部のものだと思いますけどもね。私も、以前は犬にかまれて病院行ったんですよ。そうしたらさっさと塗ったからもう少しちゃんと、消毒して塗ってくれと言われてたけど、結果的に中、化膿したんですよ。そして、通って、院長にいつまでこんなことやってるんだ、切ってくれと、もう1回開いて消毒してもらったのです。そうしたら治ったんですよ。

それで点滴を3回受けたのかな。4回目に、私が医者に向かって、看護婦が後ろに立ってたんですよ、看護師がね。そして、点滴しますかって、2回聞かれたんですよ。先生、これ、何で早く答弁しないのかって言ったときに、大久保さん、あなたに聞いてるんですよ、こう言ったんですよ。とんでもない話ですよ。私が点滴を決めるのですかって私怒ったんですよ。何で私がやるのって。先生が判断するのでしょうか、と私言ったんですよ。そうしたら、先生がきょうでやめるかと言ったけどね。こういう治療のあり方ってないですよ。

だから、こういうことをもう少し指導していかないと、まるっきり怒りましたから。私に点滴するかしないかと、聞く自体がナンセンスの話ですよ。だから、そういうことがありますので、やはり、まだまだその辺の自覚というか、教育が足りないっていうのか、その辺、もう少ししっかりしてもらわないと、安心してかかれなと思いますよ。

その辺をもう少し、町長も医者をやめる理由ばかりを考えないで、そのまま受けなくて、裏の方も少し考えていただきたいと思うのですけれども。

私、はっきり言いますが、以前から指摘して来ますよね。看護婦さんの態度が一部です

けどよくないことがあると。この間うちの事故で入ったときにもやっぱりそういうことがありまして、だからまだまだ改善が足りないのかな。

私もさっき言ったように、やはり私たちが年にとって、一番心配なのは病院なのです。その病院が心から信頼される病院でないと困るんですよ。老後安心して過ごせないのですよね。

だから、その辺もう少し深く考えてほしいなと思うのです。

町長もお医者さんと最近、コミュニケーションとられてますか。以前お話ししたことありますよね。余り先生と話ししてないという話ですけども、やはり先生とは時間があればできるだけ話し合っ、将来の医療だとか、そういうことを考えて話ししていただきたいと思うのですけど。その辺もちょっと踏まえて、答弁願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 冒頭のところ、ちょっとほとんど御質問の意味が退職される理由と、ケアな問題、それからお医者さんの診療の姿勢ということと、どうも私自身はつながらないというか、ピンと来ていないわけでありまして、少なくとも、医療行為については私がとやかくということにはなりませんので、これはあくまでも先生が患者さんに対する医療行為については、これは先生に任せなければいけないということでございます。

先ほどおやめになった理由は、先生の都合ということで、お話をさせていただきました。正直言って、私は、平成15年首長になって、一部議員からも言われているように、いろんな患者さん、町民の方々からいろんなお話もお聞きする場面もあります。

率直に言って、お医者さんの比較的充足しているときには、正直申し上げまして、私のほうから3名の方が実は御勇退いただきたいということでお話をさせていただいたこともございます。



今の院長先生ともお話をしておるのですけれども、もちろん今の院長先生素晴らしい先生で、ともかく医療というのはやっぱり町民、患者さんのためにあるのだということで、そういう院長先生でありますから、これは、普段から、お医者さん同士はもちろんでありますけれども、看護師あるいはスタッフに対しましても、それこそ年末、あるいは年始のあいさつのときにも必ず、院長先生があると言ってるということは、今のままでいいということにはならないんだと。今それぞれあるセクションの中で、立場で何ができるのかと。患者さんのために何ができるのかということ、常に考え、行動してくれということ、今の院長先生もおっしゃっていますし、私も同感であります。

それから、この間、行政報告をさせていただいているとおり、後任のお医者さんが見つからなければ院長先生1人になってしまうという大変な状況に向かえて、今いろいろとやっているわけでありましてけれども、これもいまだ議会のほうにも確定しましたという報告をできてないというのは、これは、今、再三報告しているとおり、将来の医療、あるいは介護を含めた連携システムをつくるということで、これはもう一番のものは院長先生の発想でありますから、院長先生の今後の診療方針含めて、これを御理解いただける先生、ともかくいないからだれでもいいやと、正直言って私はお医者さんいないことには経営自体が大変なことになりますから、そんな思いも昨年の暮れから、院長先生もありとあらゆる手を尽くして、極端なこと言えばどんな先生でもという思いはありましたけれども、これは院長先生のほうから、町長あせらないで、しっかり町民のことを考えていただけるような先生を確保しましょうと。私は大丈夫ですと、こういうことを聞いておるのですけれども。大丈夫だと言われても、先生1人することにはならないということも、再三お話をさせていただいているのですけれど、今のそこら辺の後任のお医者さんについても、慎

重に進めておりますので、何とか4月1日からは、院長先生が1人になってしまうという体制だけはなんとか避けられるかなということまでできておりますので、もう少しその辺については、時間をいただきたいなというふうに思っております。

それから、先生との対話についても、私もできるだけプライベートで食事に行ったりだとか、そういったこともするようにいたしておりますし、取り分け今の院長先生とは、事がある度といいますか、この連携システムのことも含めて、定期的ではございませんけれども、意思疎通を図るようにお話をさせていただいております。

なお、新しく赴任をしていただく先生については、これまでもそうですけれども、やはり足寄町のこれからの状況等々を含めて、やはり町民のために、一生懸命力を発揮してくれと、こういうお願いは着任のときには必ずしておりますし、今後予定しております、新たに向かえる先生が決まれば、またそういうことはしっかりとお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 私、お医者さんのことはどうとは言う気はないのですけれども、これやはり足寄の看護師だなと聞かれるんですよね、その辺を少し改善してほしいなと、それは、足寄で聞かれるのではなく帯広で聞かれるわけですからね。

だからその辺は先生が定着しない理由でないかな、一因があると思うんです。その辺も町長は自覚なさって、これからいろいろと御指導していただきたいと思いますと思うのですよね。

それで、最後になるのですけれども、役場調査、北側の改修というよりは、今後、公営住宅の維持管理し、新設を含めてどうしていくか、町で永久的にそうやって公営住宅作っ

て管理していくのか、それとも民間に委託していくのか、そういうことまでもやっぱりこれから考えていくべきだと思うのです。

そして、もしそういう施設が必要だったら、足寄町の土地を無償提供して、そしてそれに見合うだけの資金提供して、今の公営住宅と同じような賃金で入れるような民間の住宅をつくってもらおう。そうして、将来的にいろいろな構想、どのようにしたら一番経済的な住宅を供給できるかと、いろんな考えがあると思うのですよ。

それを踏まえることも大事なことだし、そして今の中と言った意味は単身者でも一つだけでも含めた中で、公営住宅と似たようなあるようなグループホームをつくる。共同生活できるような、9人くらいですか。グループっていったら。そういう施設をつくって、皆さんにどんどん入ってもらおう。それも、できれば町で管理しないで民間にやってもらおう。そして、食事から全部の共同生活のようなそういう施設もつくる。そうするので、住民のその人達の生活も安くできる観点になりますので、もうそれは健常者も、言ったように、介護者もいろいろな身体ありますけど、そういう人達のそういう施設をこれからつくっていくべきだと。

そういう考えをどうすればいいか。今後の考えとしてございますか、ちょっと。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど、冒頭の答弁でもお答えしたとおりに、このいろんな建設の手法については、議員から提案をされている例えば町有地を無償で貸与し、民間の力で、これはPFIという方法もあるのですけども、そういった手法も、当然今後検討していくべきだというふうに思っております。

やっぱり、これは財政的な問題含めて、やっぱり何がいいのか、それからもっと言えば町内の経済の関係もありますから、それ仰せのとおり、それは十分に検討をさせていた

だきたいなというふうに思っております。

それからもう一つ、つけ加えますと、先ほど来から言っておりますこの医療、介護、保健、福祉の連携システムをつくりたいという意味は、やはり保健の分だけちょっと抜き出してお話ししますと、介護保険適用のその介護者の方、これが施設にどんどん入所してきますと、実は介護保険料がどんと上がっちゃうということなのです。

昨年でしたか、民間の方でグループホーム、議員、御指摘のとおり、1ユニットは9名ですけども、1ユニットでは採算合わないんで、2ユニットくらいというお話でありました。仮にそれが民間でやっていただけるとしたら、介護保険料にどれだけ影響あるのかなと言うことで、試算をさせましたら、だまって月額1,000円上がっちゃうのですよね。

そこで、今回の連携システムの中で、これも報告しているとおり、特別養護老人ホームは、表面上の待機者としては100名超えているのですよ。実際、介護度の3以上の方ってというのは、大体40名くらいなのですよね。100名超えているというのは、当然将来心配だから、申し込みする。だけど実際に介護度3以上の方、床に入ってもおかしくないような方、じゃあいつとき私も考えたのは、平成15年度に首長選に出たときも、当時たしか待機者40名くらいいたときです。何とか特養を増床できないかなという思いもありました。

しかし、これは十勝の総量規制の中で、そうはならないということもありました。

今回も、実はそういう条件もあったものですから、特養の増設ということも選択肢の一つでありました。

しかし、これは同じ施設でありますから、単純にそこに増やしていっても、介護保険料の問題が出てくる。

それから、どんどんどんどん入所が出てきたときに、じゃあどんどんどんどん拡充をしていくのですかというのと、これはもうイタチ

ごっこみたくなってしまう。ということで、先ほども、申し上げたとおり、院長先生から一昨年のたしか9月だったと思いますけども、町長今の足寄の現状をどう考えていますかということで問題提起がありまして、その中でいろんな相談をさせていただいたときに、まさしく今進めております医療、介護、保健、福祉の連携システムをつくりたいというのは、そこなのです。

その中の一つとして、先ほども答弁したとおり、なかなか助成も含めてまだ光は見えませんが、ある意味お医者さんの判断で、入退去を自由にできるような、今のところ、私どもは高齢者専用住宅と言っているのですけれども、そういうものができないかなと。すなわちそこに入っている方は、介護保険適用外の方です。

1カ所にそういう方が住まいを確保できれば、訪問診療も容易にできる訪問看護もできる、もっと言えば訪問リハビリもできると。御案内のとおり、足寄町は広い町でありますから、今ホームヘルプサービスも、この沢に行ったら、次の介護者と出てきて、この沢だよということになれば、非常に効率が悪いわけであります。

そういったことも含めて、この連携システム、なんとかしっかりと構築をして、目指すところは特養待機者ゼロ、もっと言えば安心して足寄の町で最後まで暮らし続ける環境整備をしたいと、いうことで進めておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 特老もそろそろ建て直すことも考えて頭に入れておかなければならない時期が来てますよね。

今、2人一部屋になっているのですか、特老は、そうですね。そのところ、ちょっと大きいくらいですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（堀井昭治君） 個室の部屋と、多床室と両方ございます。定員56名ということでやっております。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） そういうことで、特老もそろそろ建てかえを頭に入れていかなければならないと思う。やはり今の特老では一部プライバシーを尊重されない場所もあるのですよね。そういうこともありますし、やはり、今、待機者が100名とか50名とか言っていましたけど、いろいろあちこちに、三つ股二股もかけてますからね、実際はその3分の1くらいかなと、私推測してるんですね。

ただ、これからもし新しく新築するときも、今までも私はよく言っていたのですが、要するに、民間に託しなさい。そのほうが、効率のいい経営できますよと。それはよく私言っていることなのですよね。だから、そういうことも視野に入れながら、民間に委託すれば、建設の補助も行政でやるよりたくさん出れば、出るんですよね。民間のほうが。そういうこともあるし、いわゆるもう少し人数を確保できるだろうと思うし、そのへんも踏まえながら、ホームを考えてみればと今後思うのですよ。

それで、先ほどグループ訪問の件言っていましたけど、介護者のそういう施設をつくると、介護保険料が上がると。それはある程度上がっても仕方ないと思うのですよ。

そういう弱い人達を守るための施設なのですから。だから、逆に言えば、私も先ほど言ったのですけれども、福祉の町に宣言してはと言っていましたよね。やはり、この時代に企業の誘致だとか、新しく会社を起こすなんてまず考えられませんよね。

なら、介護の町に宣言して、そういう立場になった人は足寄で安心して住める町づくりも一つの考えかな。そこで労働人口もふえるし、生産の設備をつくれば、周りの企業もそれだけ潤うことだし、そういう一つの方策も

いいんでないかなと思うんですがね。その辺どうですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 福祉の町宣言という、こういう御提言もいただきました。

今のところその考えはございませんけども、将来的には考えていくのも一つかなと思っております。

ただ、本当にこの福祉の関係、とりわけ介護の問題というのは、極めて難しいといえますか、やっぱり一義的にいきますと、介護保険料との関係があるんです。この今の介護保険法の関係でいきますと、国民健康保険と違いまして、実は一般会計から支援するということができないのですよ。システム上。

これは基金が造成されておまして、お金が足りなくなったら、原則は保険料で賄える。お金が足りなくなったらそこから借入を起こせという、こういうシステムになってるのですね。ですから、たしか一昨年でしたか、私もちょっと当時の政権与党でありました自民党の政策懇談会のときにお話をさせていただきました。

この次の介護保険の改正があるときには、やっぱりそういった地域地域によっては、高齢率だとか、いろいろ違ってくるといように思いますから、地域によっては、例えば一般会計からの助成といえますか、そういったことも可能になるような法改正も必要でないですかという、そういう問題提起もさせていただいた経過もございます。

決して、介護保険料はお年寄りだけでなく、今40歳以上の方に、今は平均でいきますと、うちは3,920円でしたか。3,700円くらいですか。それがもう、先ほど申し上げたとおり、2ユニット18名の施設介護者の施設をつくって、そこが仮に満床になった場合については、だまって1,000円上がってしまうということなのですよ。そうしますと、なかなか、今、いろんな部分で国民健康保険という問題含めて、税負担がかなり重くなってきているということもあります

し、今、介護保険の改正がたしか平成24年目指していくというふうに思ってますから、そのこのところ、またあわせて、もちろん私に限らず、十勝の町村会も含めて、保険の負担についても、もう限界が来ているのではないかということもあって、国自体もお金がないという状況でありますけれども、これはやっぱり必要な基本的な政策として、公費負担、税負担ということを税による公費負担ですよ、ここをもう少し厚くしていかないと、受益者負担、受益者負担、これは原則というのはわかりますけれども、もうそろそろ限界にきているんじゃないですかねという、こんな御意見も申し上げているところでございます。

そんなことで、具体的な提案がありました福祉の町の宣言については、ちょっと今のところ考えておりません。将来的には当然そういうことも視野に入ってくるかなと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） 介護度、介護者の対象でない、中高年者のグループホームというのは、公営住宅みたいな制度ではできないのですか。

その辺はどうなのですか。公営住宅の資金みたいなもので、資金で、グループホームみたいなものはできないのですか。要するに、公営住宅をグループホーム化したような形でできないんですかと聞いているのですよ。

その辺の制度、適用になるのですか。どうなのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。あくまでも公営住宅は、公営住宅法に基づいての入居基準がありまして、何点か申し上げれば、最低個別に自分の家を持っていない人だとか、所得階層で、例えば10階層あったら、下から三つくらい、下のほうの階

層の方、要するに所得基準がありますので、そういったことで、いろいろ賃貸契約もかなり難しくなっておりますので、ですから、もし、単純に言って、自分の家があって、個別の個人の住宅があって、グループホームに入って、公営住宅で。これが成り立たないんです。あくまでも、絶対できませんので。私どもの考えている、いわゆる福祉住宅については、公営住宅ではなくて、また別な厚労省等々の補助もいろいろあるのですけれども、そういった制度の中で、つくっていくよりいたし方ないなということで、今のところ考えておりますので、御理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保優君） わかりました。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（吉田敏男君） これで、12番、大久保優君の一般質問を終わります。

ちょっと、昼食には早いと思いますけれども、1時まで暫時休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後13時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

産業廃棄物問題について、ことしに入り2月ごろから、私の自宅電話に、また、友人、知人宅を訪問したときに、「足寄の町が一大産業廃棄物の町になるのは本当か」と問いかけられることが多くなりました。町民の皆さんの産業廃棄物に対するにわかな高まりは、どこに原因があるのだろうかと調べたところ、その発端は、「足寄を良くする会」が発行する配布物であることが判明いたしました。

私は、「足寄を良くする会」が発行し、配付された可否について論ずる気持ちはありませんが、友人ほか複数の町民から、「足寄は産廃で埋もれてしまうのか」「放射能の廃棄物も将来受け入れるのか」との問いかけと、時には詰問されるにつけ、この問題は、議会に身を置く者として、また、町民のためにも黙止することにならないと考え、質問に至りました。答弁は町長みずから答えていただき、町民が抱える不安を取り除いていただきたいと思います。

また、質問に当たり、町に配付された「足寄を良くする会」の発行物を持参いたしました。書かれている内容を時には引用して質問することもあると思いますので、明快な御答弁をお願いいたします。

このたびの質問に当たり、私なりに調査をさせていただきましたが、調査によりますと、「足寄を良くする会」が問題としている、芽登地区に設置された産業廃棄物最終処理の「管理型最終処分場」は、平成19年2月に廃棄の処分業許可証を受けています。

産業廃棄物は、産業廃棄物処理法が昭和45年の年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法」として法制化されました。法制化されない以前は、法がないために、産業廃棄物の不法投棄、大気汚染、水質汚染が全国各地で多発し、汚染される周辺地域で暮らす住民の方々の環境保全が侵される状況でした。この環境保全を守るために法令化された法令では、このたび問題になっている産廃物処理施設の設置は、都道府県知事の許可と定められています。

北海道は許可に当たり、国の法に重ねて、平成12年11月15日に制定した「北海道における産廃物に係る指導指針」をもとに実施していて、設置に当たり、施設から環境汚染が発生しないよう、強化を図っているようです。

初めに、次のことを伺います。

一つ、廃棄物処理施設が芽登地区に設置されるまでの経過を説明ください。

二つ、産業廃棄物処理施設が北海道から許可されるまでの手順を、町民が理解できる範囲で説明ください。

三つ、産業廃棄物処理施設の設置許可は北海道です。設置計画段階で、また、設置の申請段階で、みずからの地域に産業廃棄物処理施設が設置される市町村のかかわりが当然あると考えます。一般的に市町村はどのような役割があるのでしょうか。また、足寄町はどのような役割を担われたのか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 高道議員の一般質問にお答えをいたします。

大きく分けて3点の質問ということでございますけれども、高道議員の前段のところで触れられておりました、「足寄を良くする会」で町民の皆さん方に配布をしている文書。私も非常に気になっているところがありますから、冒頭、明確にひとつお答えをしておきたいというふうに思うのは、これは大前提としてお答えをしておきたいと思っております。今回、芽登に設置許可がされ、開設された処分場には、産業廃棄物であっても、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの、直訳すれば、有害物質ですかね。こういうものは埋め立てできない施設ですから、このことを明確に、まず冒頭、明らかにしておきたいというふうに思います。

以下、順次、議員の御質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

議員仰せのとおり、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、昭和45年の第64回臨時国会の、いわゆる公害国会において制定がされました。その後、経済活動の拡大に伴う廃棄物排出量の増大や深刻な最終処分場不足、不法投棄の社会問題化などの諸課題に対応するため、平成3年に大幅な改正が行われ、以降、社会情勢の変化に応じて、政省令を含めて、頻繁に改正が行われております。

まず初めに、産業廃棄物の定義等について御説明を申し上げます。

家庭等から排出される一般のごみは、一般廃棄物として、市町村に処理責任があるのに対しまして、産業廃棄物は排出事業者に処理責任があります。法的に取り扱いが異なるため、産業廃棄物の廃棄に当たっては、市町村等の一般廃棄物用の処理施設での処理、処分をすることはできませんので、産業廃棄物を処理、処分できる許可を受けた産業廃棄物処理事業者へ、処理、処分を委託することとなっております。

次に、処分の定義についてですが、廃棄物の種類により、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものに分けられ、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分類をいたします。

産業廃棄物は、工場や事業所などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定める20種類と輸入された廃棄物となっており、さらには、特別管理産業廃棄物として、人の健康や生活環境に被害を与える恐れのあるものに分けられており、特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物処理基準とは別に基準が定められております。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であり、家庭生活に伴って生じた廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない事業系一般廃棄物となっており、さらには、一般廃棄物であって、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるものは特別管理一般廃棄物として分類されません。

次に、廃棄物を埋め立てする場合は、種類に応じた最終処分場で埋め立てなければなりません。最終処分場の種類ではありますが、一般廃棄物の最終処分場はすべての一般廃棄物を埋め立てできるとなっており、産業廃棄物は種類に応じて、安定型最終処分場と管理型最終処分場及び遮断型最終処分場に区分されております。

この分類において、産業廃棄物の施設を運営管理する産業廃棄物処理事業者とは、北海道が許可するものであり、芽登地区で設置さ

れた最終処分場は安定型と管理型の併用となっております。管理型産業廃棄物最終処分場として許可されております。

最終処分場では、技術上の基準を定める命令に適合した構造及び維持管理を行わなければならない。安定型の構造は、埋め立て内部の雨水等排水設備及び浸透水の採取設備の設置が基準であります。管理型は、遮水工として、構造、厚さ、透水係数などの基準に適合した二重構造とし、遮光性、不織布等の敷設、地下水集排水設備及び保有水等の集排水設備の設置、保有水の水量及び水質の変動を調整する調整池の設置、維持管理計画に適合可能な構造の浸出液処理施設設備の設置が基準となっております。

議員御質問の芽登地区に設置されるまでの経過についてであります。本別町小川建設工業株式会社が足寄町芽登2134番、2135番、2136番、2137番地の私有地において、平成18年9月に管理型産業廃棄物最終処分場の建設計画として、事前協議書案を当時の十勝支庁環境生活課に提出され、その後、足寄町役場環境保全担当に報告がされました。本町といたしましては、産業廃棄物最終処分場についての対応は初めてのことであったため、その対応について、平成18年10月20日に十勝支庁環境生活課にて、担当者が御指導を受け、てんまつとして報告を受けておりました。

当時のてんまつは、法人等情報などが含まれていることから、詳細は控えさせていただきますが、事前協議書につきましては、北海道循環型社会形成の推進に関する条例第36条に基づく事業計画書の提出等として、設置手順により作成することになっており、また、施設設置において、半径500メートル以内に住居がある場合は、同意書を添付することとなっております。施設設置周辺には住居がないことから、不要となっております。

また、設置を計画・設計後は、地元市町村、地域住民へ説明し、さらには、地元市町

村との公害防止協定を付するとなっております。法的な拘束はないとのことでした。

しかしながら、同意不要であっても、一般的な環境社会通念から、地域説明会を開催をし、地域住民の健康確保並びに地域の環境保全を図るため、公害防止協定締結に向けた協議をすることで指示をしたところであります。

地域説明会は、基本的には小川建設工業が実施し、町はあくまでも立ち会いとしての立場であります。地域住民への周知等は、町で自治会回覧にて行い、平成18年11月9日、平成19年7月26日、平成19年12月16日、平成21年5月25日と合計4回の説明会と、さらに平成19年9月15日には、町有バスで芽登本町自治会による、白糠町管理型産業廃棄物最終処分場の視察を実施いたしました。

この間、町といたしましては、道内の管理型産業廃棄物最終処分場の調査として、砂川市、美唄市、岩見沢市の3か所を平成19年8月10日に調査をし、平成19年12月16日の地域説明会にて報告したところであります。

北海道より、平成19年10月5日付けで、産業廃棄物処理施設事前協議書が小川建設工業株式会社より提出され、受理をした旨の通知を受け、足寄町から平成19年10月18日付けで、生活環境保全上の意見を十勝支庁長に提出しましたが、公害防止協定につきましては、平成19年12月16日の地域説明会にて了承の上、平成19年12月18日付けにて十勝支庁に提出をいたしました。

また、地域より、周辺住民の健康確保並びに地域の環境保全を図り、さらには地域貢献に関する内容を記載した内容にて協定締結案がまとまったことから、足寄町芽登本町自治会、小川建設工業株式会社の三者協定書を平成19年12月18日付けで締結をいたしました。

事前協議書が提出されてからは、北海道に

おきまして、事実上の基準の適合性に加え、専門的知識を有する者からの意見聴取をする廃棄物処理施設専門委員会により、おおむね1年間協議され、平成20年10月31日付けで事前協議終了の通知となり、平成20年11月11日付けで、北海道が産業廃棄物処理施設の設置許可申請にかかわる工事及び縦覧をし、本町でも縦覧依頼を受領し、平成20年11月14日から12月15日まで、経済課商工観光振興室窓口で縦覧を実施したところであります。縦覧終了後は、北海道として最終の審査を専門委員会にて実施をし、平成21年3月17日付けにて許可通知となり、平成21年5月25日、小川建設工業株式会社から、自治会役員会にて、今後の工事への説明会を開催し、平成21年6月8日に工事着工をいたしました。その後、十勝総合振興局の実施検査を、平成22年11月18日に受検をし、平成22年12月18日の竣工式翌日から営業開始となっております。

なお、最終許可された処理種類につきましては、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿、輸入された廃棄物を除く16種類となっております。

以上が設置までの経過となっております。

次に、北海道から許可されるまでの手順については、施設建設する事業者は、設置を計画、設置後、事前に地元市町村、地域住民へ施設設置について説明し、生活環境影響調査を実施及び必要書類の作成後も計画の周知・説明により理解を得ることとし、事業計画書とする事前協議書を北海道に提出となります。

提出後は、北海道にて、廃棄物処理施設専門委員会により技術審査等を実施し、事前協議終了後に告示・縦覧され、生活環境保全上の見知とする利害関係者の意見書提出と関係市町村の意見提出後、最終の廃棄物処理施設専門委員会での審査を経て、北海道知事の許可となります。

次に、産業廃棄物処理施設に関して、一般的な市町村のかかわりの御質問ですが、足寄

町の役割といたしましては、地域住民の健康と環境保全を図るため、処理によって発生する公害を防止し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他、関係法令及び公害防止協定の定める事項を誠実かつ適正に遵守し、万全な措置を講ずることにより、地域住民の健康の確保と環境保全することであると考えております。

地域の農業環境に配慮し、公害防止協定の内容には、運著作業時間の遵守や運搬収集道路への飛散、または流出を防ぐとともに、安全運転の励行と、必要があれば、処理施設への立ち入り、産業廃棄物の成分等や処理施設の排水について、事業主の負担により分析、機関において検査を行い、その結果の報告を求めることができることを定めておりますので、今後は、北海道へ検査結果報告をし、対応を求めることといたします。

以上、高道議員の一般質問に対しての答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） 再質問をいたします。

ただいま町長から、芽登における産業廃棄物最終処理場が設置されるまでの経過の答弁をいただきました。答弁の中では、処分場の計画中に、当時の十勝支庁へ職員を派遣させて学習会をさせたり、また、道内の何カ所かの有数の先進地廃棄物処理場へ、調査として先進地研修も実施していることが明かされました。そして、産業廃棄物業者におかれましては、義務づけられておりますところの、地域住民に対する計画の説明。また、地域住民が町のバスに乗って、先進地、既に建設されている廃棄物施設へ視察に行ったこともわかりました。

そこで、産業廃棄物の最終処理場は、これは全国的な事例の中にあるのですけれども、平成10年2月に岡山県長船町というところがあって、そこが出資しまして、現在、備前



市と合併した吉永町で計画したところの第三セクター方式の産業廃棄物最終処理場建設の是非を問う住民投票が、全国事例として、吉永町で行われまして、建設の中止になったわけで、そういう事例が過去にあるわけですが、この芽登にある施設とは、この吉永町の場合は、公共官用型の第三セクター方式のところであるし、そういう最終処分場でもあるし、それから、今回の芽登は、設置されたものは、産廃業者の自社所有地に、自分の土地に設置した最終処分場とは趣は異なるのですけれども、そこで質問ですけれども、芽登地域に計画することに地域住民の反対はどうだったのか。なかったのか、あったのか、まず伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

地域住民の方々の理解を得るための説明会というのは、先ほど回答をさせていただきとおりに、数回説明会が開催をされた。その中で、特に反対という意見はなかったという報告を受けているところでございます。

ただ、数回の説明会の中では、地域的には放牧酪農地域であるとか、あるいは、当時心配されたのは、カラス等が寄ってきて、ラップしているサイレージ等が突かれたり、いたずらされないのかという、こんな心配というか、疑問点が出されたという経過はあるというふうには聞いておりますけれども、先ほど説明いたしましたとおりに、先進地の視察等を含めて、そして、この管理型の処分場のすべてをきちんと埋め立てをし、管理をしていくのだということの説明を受けて、地元としても、最終的に了となったということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） わかりました。

環境省は、平成17年4月に産廃処理の評

価基準を制度化して、産廃施設の整備、また、産廃を適正に処理している情報等を公開するように産廃業者に義務づけられております。

それで、芽登地区に設置した会社にありましても、情報公開しているが、公開された情報に、芽登の処分場は地域還元型、地域還元機能を備えていると書かれているわけですが、地域にどのように還元されているのか伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

御質問の地域還元機能という部分、これは、これからお答えすることとぴったり合うかどうか、ちょっとわかりませんが、私どもの三者協定も含めて、あるいは、地元の自治会とのこれまでの連携の関係から推察いたしますと、積極的に地域の町内会の行事等にも参加をするですとか、これはまた、地域貢献の一環にもなるというふうに思いますけれども、道路の清掃をするだとか、あるいは、もう既に、生活改善センターですかね、その前、周辺がぐちゃぐちゃなところを、地域貢献の一環として、アスファルトを舗装したとかという、そういうことかなというふうに思っております。

既に、開設以降、そういう具体的な地域との連携の下、いろんな貢献事業もしていただいているというふうにはお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） 「足寄を良くする会」の発行された文書によりますと、足寄町では議会にも報告されずと書かれている文面を見まして、複数の町民から、足寄の議会は何をぼやぼやしているのかと、議会に対する痛烈な批判も、私自身受けました。

そういうこともあって、個人業者の施設で

はあるとは言いながら、議会報告への義務は必要なかったのか。そこら辺、伺いたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議会に何ら報告もなくということ、その文書は私も見ております。先ほどの高道議員の発言にも本州の三セクでというお話の紹介もございました。そこは住民投票までやってというお話もございました。

今回の施設は、ひとつ御理解をいただきたいのは、周知の中で、しかも法で認められている産廃処理の業を行うということ。それから、許可権者が北海道であるということを含めて、もっと言えば、足寄町が、例えば、企業誘致でそこに誘致をさせていただき、あるいは、もっと言えば、設置業者の方から、設置をするための何らかの支援を求められたとか、そういったことは一切ございません。

そこで、これは議会の報告義務はどうかということでございますけれども、私は義務的にはないというふうに思っております。もっと言えば、報告した方がよりよかったのかなという、そんな思いも、変な誤解を受けないためにも、そのことはした方がよかったのかなという、そんな思いも実はありますけれども、しかし、これは議決事項でも何でもありませんし、もっと言えば、そのことによつて、また生ずる、すなわち個人が事業として営業をすることに対して、公的機関がそのことを何らかの規制をするだとか、そういったことは、これはやるべき、むしろそういうことは、つながるようなことは、もっと言えば、やるべきではないという考え方もあるのかな、そんな思いもしております。

それから、もっと言えば、あの文章で行きますと、何か町が積極的に動いたとか、あるいは、こそこそやっているようなふうにも取れるような表現もありますけれども、御案内のとおり、この施設については新聞報道も

しっかりされておりますし、もっと言えば、手元にもあるのですけれども、これは北海道が縦覧告示をするわけでありまして、これは北海道新聞の平成20年11月15日付けの新聞でありますけれども、ここに、足寄に予定の産廃処理施設、許可申請書の縦覧告示ということで、こういう記事も実は出ておるのですよ。それで、これは北海道が許可権者ですから、北海道がやる。先ほど申し上げたとおり、地元の足寄町にも、足寄町の担当窓口で縦覧をしてくださいますという、そういう依頼がありまして、この記事にも、十勝支庁と足寄町役場で縦覧できるという記事も書いていただいている。ですから、決して、後ろめたいことを何かこそこそやっているだとか、そういうことは一切ございませんし、そういう意味では、何でこの時期にという思い。逆に言えば、私が持っているということも事実でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） わかりました。

せめて、個人的な意見としましては、所管の委員会の長にだけでも報告してほしいかなという思いはあります。

それで、処分場の設置に関しまして、芽登自治会さんと業者さんと町の三者協定を行ったと、町長、先ほど答弁がございましたけれども、それは、もっと具体的にあれば、御答弁いただきたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 三者協定の主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、この処理施設で処理する種類をうたっております。それから、運搬車両に関す

ること。先ほども少し、お答えの中にも触れられておりましたけれども、運搬時間の問題ですとか、それから、飛散をさせないですとか、そういう関係。それから、施設の管理報告に関すること。これは公害防止協定に基づいて、町なり、あるいは、地域の自治会の方で要請をした場合については、管理状況を業者は報告しなければいけないというような内容。さらには、地域環境対策に関することということで、万が一、処理場の周辺に関する環境の問題で、何か目に付くところ等がある場合については、先ほど申し上げたことと同様、町なり、あるいは地域の方々から、この点、改善してくれというような申し出をすることができる。さらには、業者は実証するのだよというような中身。それともう一つは、最後に、地域貢献に関することということで、これは、処理施設周辺の環境整備、さらには、地域との交流、さらには、これも先ほどお答えしましたけれども、社会的貢献に資することというようなこと。さらには、地域コミュニティ、すなわち自治会活動にもみずからが参加をし、地域とともに活動をするのだと、こういう中身が三者協定の内容でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） わかりました。

このようなことがあってはならないことなのですけれども、もし万が一、会社経営が思わしくなって閉鎖したとき。これは全国的な例としてもあるのですけれども、事業者の役員が酒酔い運転で有罪判決を受けまして、都道府県の産業廃棄物処理事業の欠格要件に該当したとして、会社が閉鎖した実例が全国的な例としてあるそうです。

このようなことが万が一発生しましたときには、ほかの施設と異なって、ダイオキシンとか汚染が発生する危険性が十分、素人判断で考えられるのですけれども、この産業廃棄物処理場が放置されると、周辺住民にはとど

まらず、町民にとっても大変な負担になると。このようなことが発生したときに、一体どこが責任を持ち、対処するのか伺いたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、一般的に会社が倒産等をした場合につきましては、いわゆる破産手続等々、これは間違いなく、この処理場は、ある意味、財産でありますから、破産管財人が設定をされて、当然、会社を整理するために処分をするということに、そういう手続に入るのだろうというふうに思っております。

これは、新たにつくるということであれば、正確な数字はつかめておりませんが、新聞報道等によりますと、約6億ぐらいの投資をして、この処理場を造ったこととありますから、万が一、近いうちに、例えば、来月なり、会社は何らかの事情で倒産したという場合については、当然、破産管財人が選定をされて、競売手続等々に入ってくるのだろうというふうに思っております。

それと、もう一つあるのは、これは参考までにありますけれども、埋立地の関係につきましては、これは維持管理積立金という、こういうことも義務づけられているようでございます。これは、いわば、埋め立て処分が終了後、わかりやすく言えば、いっぱいになったと。いっぱいになった後も、これは数年間、水質管理をしなければいけませんから、これがまさしく議員が仰せのとおり、例えば、だれも管理する人がいなくなったらどうするのだという、この心配事だというふうに思いますけれども、これは、基本的には事業者が積み立てをするわけとありますけれども、これが仮に、その事業者が何らかの形で撤退をするということになれば、このお金は新たにこの施設を承継する人に、このお金も引き継がれるのだということになっているようでございますから、その心配はないのかな

というふうに思っております。

ただ、昨年でしたか、たまたま、これはこの処分場の処理施設とは全く関係ありませんけれども、実は、苫小牧の方でしたか、テレビでやっていましたけれど、ドラム缶に入っている有害物質が、業者がどこかに行ってしまうと、これは財産価値も何もないところなのですけれど、放置がされていたと。それが、ドラム缶が腐食をして、その有害物質が流れ出てきたと。これは北海道が代執行で、北海道の費用で処理をしている場面がテレビで放映されておりました。ですから、本当に、先ほど申し上げた、一般的な会社の整理手続だとか、そんなことも含めて、通常はそうなるのですけれども、仮に何もなくなってしまったときに、いよいよそうなったとき、どうするかというと、これは、やっぱり許可権者の北海道が一定の対応をすることになるのだろうと。これは、また法的に言えば、代執行という形の中でやるのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） 最後の質問になりますけれども、足寄町は、第5次総合計画の中で、土地利用計画は、豊かな自然と共生しながら、安心して暮らせる、快適な町づくりを目指す計画とされております。

全国的に過疎化の町のイメージとしましては、田舎はごみ捨て場としか利用価値がないのではないかという、過疎の町に暮らす住民の思いがあったりしまして、足寄の町の土地計画も全国のイメージと変わらないものになるのかと心配する、そういう町民の方もいるし、私も心配するところです。

今後の足寄の土地計画は、第5次総合計画に基づく、豊かな自然と共生しながら安心して暮らせる、快適な町づくりを目指す努力をどうなされるのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津

勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

冒頭の産業廃棄物の定義でもお答えをいたしましたけれども、我々が日常生活をしていく上で、これは、一般生活をしていく上での排出されるごみ、さらには経済活動を行ってどうしても出てくるごみ、これがすなわち産業廃棄物でございます。一番の理想は、ごみがゼロというのが一番の理想でありますけれども、これはもうあり得ないことだというふうに思っております。

そこで何をしなければいけないかというと、まさしく、この出てくるごみの処理を適切に管理をしていくこと。これが私も策定している総合計画にも合致することだというふうに思っているところでございます。今、三町で設置しております一般廃棄物の処分場でも、防水シートをちゃんと敷いて、必ず水質検査は定期的にやっているということでございます。

ですから、また繰り返しになりますけれども、今回設置された処分場についても、先ほど申し上げたとおり、有害物質、まず、直接的にそこに埋め立てをする廃棄物については、有害物質は含まれていないと。まさしく、今、大問題になっております放射性廃棄物はもちろんのことですけれども、そういったものは埋め立てできる施設ではないということでもあります。

しかし、埋設をしていくわけですから、一般の土地の処分場の一般ごみの処理場と同じように、長年にわたって地下水の検査はしっかりし、将来的にも問題がないようにということで、監視をしていくということになってございます。

なお、これは参考まででありますけれども、この処分場が、わかりやすく言うと、いっぱいになった場合、これは他の例でありますけれども、跡地については公園化がされたとか、そんな事例も聞いております。少なくとも途中で投げ出したり、管理する者が

いなくなるというようなことについては、権限は限られてはおりますけれども、やはり地元の自治体としても、そこら辺の関係については、しっかりと監視も含めて、地元の自治会とも連携を取りながら、しっかりとした対応をしていきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

○13番（高道洋子君） 今、町長の方から、しっかり監視をしていきたい。そして、地元自治会ともしっかり話し合っていきたいというお話が、最後、答弁がございましたので、地元の自治会、また、町、それから、業者、この三者の連携をしっかりと、監視ということも入れまして、町民が心配しない形で進んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） これにて、13番 高道洋子君の一般質問を終わります。

次に、9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

産業廃棄物の最終処分場を足寄町民しか利用できないようにすることについて。

昨年12月18日に、本別の業者が、足寄町芽登地区に開業した産業廃棄物の最終処分場は、北海道から指導が来る以前に、町が率先して芽登本町自治会と業者の間の連絡役となり、その建設を助けている。迷惑施設とも呼ばれる、この処分場をつくることに協力したことは、町民の理解を得られていない。

また、「全道から産業廃棄物を集める町で生産されたものは食べられない」という風評被害が起こる不安もある。議会にも報告はなく、不透明な部分が多いことから、次のことを聞く。

1、町外からも広く産業廃棄物を集めるといふ、だれもが嫌がる施設を受け入れること

によって、見返りとして足寄町が受ける恩恵は何か。

2、処分場には、第I期埋立地とあるが、一体何期まで増設していく予定なのかを、町は把握しているのか。

3、足寄町が業者と交わした協定書の中に、取り扱う21種類の産廃の一つとして、輸入された廃棄物とあるが、どのようなものか。

4、産廃処分場を町民のため、だけのものとし、町外の物を入れないようにする対策を取るべきと考えるが、そのための努力はできないか。

以上について、お尋ねします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議員の一般質問にお答えする前に、前段のところで、北海道から指導が来る前に、町が率先して芽登本町自治会と業者間の連絡役となり、その建設を助けている。これはどういう根拠でおっしゃられているのか。まず、そのことをお聞かせいただいた後に、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） これについては、詳しい経緯を知りたいと言ったところ、矢野さんがあんなピラをまいたから、その経緯については、町長権限で教えることはできないと、そう言われて、情報公開条例に基づいて情報開示の請求をし、頂いたこの文書の中に入っていたことです。

それで、これによると、北海道から正式に来たのは平成19年10月5日、産業廃棄物処理施設事前協議書、十勝支庁より事前協議書の提出通知文書が来た。この意見書を21日以内に提出したと来た。ところが足寄町では、平成18年10月20日に、十勝支庁に話し合いをこちらから行っている。向こうから来たわけではない。こちらからわざわざ協議をしに行っている。ここから、そのよう

なことを言ったわけです。それについて何か言いたいことがあるのなら、言ってもらいたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 矢野議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど反問させていただいた関係につきましては、先ほど高道議員に時系列的にお答えをしたとおりでございますので、ちょっと誤解をされているのかなという。ぜひ整理をしていただければなというふうに思います。

それでは、矢野議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、見返りとして足寄町が受ける恩恵の御質問ですが、見返りや恩恵についてはございません。ただし、税金等における増加はあるというふうに考えているところでございます。

次の、何期まで増設していくかについてですが、これは事業者が決めることで、町が把握するのではないと考えているところでございます。

次に、輸入された廃棄物についての御質問ですが、これは公害防止協定に含まれているわけでありまして、この公害防止協定は事前協議中に締結したものでございまして、そこに記載している、処理内容は、管理型産業廃棄物最終処分場として処理できる最大限の内容であり、最終許可の処分種類内容、これは北海道から許可があった内容、これは16種類になっておりますので、これは先ほど高道議員へお答えした内容のとおりでございます。輸入廃棄物の処理は含まれておりません。

次に、産業廃棄物処分場の利用について、町民だけの利用との御質問ですが、この施設は民間事業者の運営している施設ですので、お答えをすることはできませんし、ましてや、場合によっては、営業妨害につながりかねないこととございますので、これは、仮にそんなことをするということがなれば、法的

な問題にも発展する可能性もございます。

それから、さらにまた、町独自で施設の建設計画の考えもございませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） 最初に、見返りや恩恵は全くない。それで、税金について増加はある。この増加というのは、一体どれくらいの増加があるのかなと、参考までにお答えいただきたいとしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 税額については、これは守秘義務に規定する範疇でございますので、お答えをすることはできません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） 見返りが全くない。税金についても、守秘義務だから答えられないと。答えられないことづくしで、私もこれから何を聞いていいのかも困ってしまうのですけれども、町民の間では、やはりちょっと疑っていることがある。私はそんなことはないと思うのだけれども、ここでぜひ、町長に宣言していただきたい。私は町長を信じていますから、裏取引はなかったというふうに、そういうふうに思っている町民の方が多いため、私も町長を信じているので、なかったということを、ここで宣言していただきたい。

○議長（吉田敏男君） はい。

○町長（安久津勝彦君） 少なくとも、そういった問題というのは、これは、まして本会議の場です。そんなことが町民の皆さんの中であるのですか。

あるのだとしたら、矢野議員も議員なわけですから、公人なわけですから、そういったことを、この場でそのことを宣言するとかし

ないとか、それ以前の問題ではないですか。それこそ犯罪にかかわることではないですか。今、言われたことは。

いかがでしょうか。どんなお考えで質問されていますか。

○議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） それはこんな考えからです。

○議長（吉田敏男君） それは、どうゆうことですか。

○9番（矢野利恵子君） これは情報公開条例に基づいて。

○町長（安久津勝彦君） あなたは住民の方がと言っているのでしょうか。それはちゃんと答えてください。それは情報公開で出した書類ではないの。

○9番（矢野利恵子君） そうですよ。

○町長（安久津勝彦君） そうしたら、あなたがそう思っているということかい。住民ではなくて。

○9番（矢野利恵子君） 違います。私が思っているのはこれです。住民は違うことを思っていると思いますけれど、私はこれで思っています。

○町長（安久津勝彦君） どういうことかちゃんとしてくださいと言っているのですよ。

○9番（矢野利恵子君） ですから、今、言おうとしているのですよ。この真っ黒に塗りつぶされたやつです。この真っ黒に塗りつぶされたやつは一体何かと言ったら、足寄町と十勝支庁が話し合った内容、対個人と話し合った内容ではない、公の機関対機関が話し合ったことを、なぜここまでしなければならないのか。

それについて、何の裏取引もないと言う。これが裏と言うのではないのですか。

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

先ほど、町長からの反問権の行使がございました。その関係につきまして、これは個人の名誉、あるいは、業者の関係についての名誉もありますけれども、そういったことについて、矢野議員の方から発言をお願いをいたします。

それから、発言のときには、議長の許可を得て発言をするようにひとつお願いをいたします。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） これは真っ黒に塗りつぶされてはいるけれども、私は町長を信じているので、この中身について、本当に知られて悪いようなことは書いていない。詳しい中身について教えていただけたらありがたいです。

○議長（吉田敏男君） 今、お答えを聞いておりましたけれども、内容的には、町長の反問に対するお答えにはなっていないということですから、もう一度、お答えをいただきたいと存じます。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） 何回言っても同じです。私が言っているのはこれです。

裏はないと私は信じているので、それで、こんなふうに渡されてはいるけれども、町長を信じているので、公共機関対公共機関との話し合いなので、ここで言えると信じていますのでお知らせください。（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

今の発言でありますけれども、質問に答えていないということと、そういったことありますから、議事録を精査をしたいというふうに思っております。

そのために、若干の休憩をいたしたいと存じます。

とりあえず15分間。2時半再開といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

大変長い時間経過をさせていただきました。申し訳なく思っております。

ただいま、ペーパーをそれぞれお配りをいたしました。

矢野さんの質問の中に、矢野さんも既にペーパーが行っていると思えますけれども、質問の中に、町民の間ではやはり疑っていることがあります。そして、裏取引という話も出てまいりました。これに対する意味合いも含めて、町長の方も反問権を行使して、私も議長として、それを許しております。

その中で、町長の反問の中では、こういった疑っているということが、本当に町民の皆さんにあるのですかということをおっしゃいます。

そういったことも含めて、いま一度、矢野議員に、これらに対する正確なお答えを求めたいと思います。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） 何度言われても同じことです。裏取引というのはこのことです。そして、裏取引、そんなに大したことはないはずだから、ちゃんとみんなの前で言えるはずだから、それを言ってもらいたい。そのことを言っています。

○議長（吉田敏男君） もう一度。今のはすべてに答えていませんから。もう少し。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） ここにもあるように、町長に宣言して、私は町長を信じているから、ここまで言っているのですよね。裏取引はなかった。そして、裏取引というものではないから、これはここでは言えるはずだから言ってほしい。そのように言っています。

○議長（吉田敏男君） だから、いま一度申し上げます。

町民の間ではやはり疑っている部分があるのです。そして、この裏取引の部分も、矢野さんがおっしゃっている意味合いというのは、どういうことを指して、そのことを言っているのかと。

ただ、情報公開条例の、今、手元にある、そのことだけではないはずなのです。そういったことを含めて、矢野議員のお答えはお答えになっていないのですよ、実は。だから、ちゃんとお答えになるような答えをしてください。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） 何度聞かれても同じことです。これが答えなのに、一体何を言えというのか、私には全くわからない。何を言いたいのだろう。はっきりと私はこれだと言っているのに、そして、それに対して答えてほしいと言っているのに、一体私に何を言わせたいのかなど。期待に答えて言いたいけれども、でも、うそをついてもしょうがないから、言えないことを、思ってもいないことは言えないので。思っていることしか言えない。このことです。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） これは何ぼやり取りをしても。

ただ、これを読んでいただければ、矢野さん、御自分で言われたことが、このペーパーに出ている、そのことを何も言っていないのですよ。

私が言っているのは、矢野さんが、町民の間ではやはり疑っていることがある。裏取りはなかったか。それで、矢野さんは、私は信じていますよ。それで、明確にここで、町長はそんなことはないということで宣言してくださいと、そのことはどこにも出ていませんよ。

それで、私が反問したのは何かというと、本当に町民の間でそんなことがあるのです



か。これは矢野さんも議員であり、公人ですよ。それが、この本会議の場で、私に対して、明確に宣言しなさいとか、そういう問題の以前の問題ではないですか。それこそ、裏取引とか何とかということであれば、犯罪にかかわることではないですかということで、私はあなたに反問したのです。

○議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） そうしたら、裏取引という言葉は使ったけれども、ほかの言葉は使っていないし、そして、よくわからないようだから、このことだというふうに説明を加えた。その前にはこのことを言っていないと言うけれども、わからないようだから、これをつけ加えたのですよね。ちゃんと説明するために。わかりましたか。このことについて、お答え願いたいと思います。（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） 今、お話がありましたように、それぞれの立場的な問題もございまして、議論というものが全く平行線になってきております。その段階で、議論をこれ以上どうしたらいいかと、ちょっと迷うところでありましてけれども、いま一度、この議論を正確に整理をかけないと、次に進めないというような状況もございまして。そういった意味で、議会運営委員会の開催を願いたいと存じます。（発言する者あり）

午後 3時23分 休憩

午後 3時52分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） 何度も本当に皆さん方には、議員ほか、執行者、また、傍聴者の方には、中断をさせていただきますして申しわけございません。

ただいまの議会運営委員会の協議の結果の説明をさせていただきますと思います。

9番矢野議員さんの産業廃棄物の最終処理場についての一般質問の最初に、説明を受けた後に、町長の方から、議長を通し反問がございました。皆さん、その経過、文章等でも配付しました。また、お聞きだと存じます。

その中で、議会運営委員会として、どのような形で、もう一度、皆さんに説明をし、執行者と、いわば質問者にきっちり精査をかけさせていただこうということで、まず、町長の方への答弁をお願いしたいということは、矢野議員が、足寄町では、平成18年10月20日に、十勝支庁に話し合いにこちらからわざわざ行って、建設の手助けをしたという経過が、矢野議員から説明されております。それを答弁の方でしてあげていただきたいと思います。

また、矢野議員の答弁をお願いしたいもう1点は、町民の間ではやはり疑っていると。多くの町民がこの裏取引ということに対して、疑ってはいるのが事実だということで、矢野議員に対して、裏取引という、町民の人が複数、たくさん、裏取引をしていると疑っているということに対しての具体的な説明をしていただきたいと。ペーパーではなくて、具体的な説明をしていただきたいということを、今、議会運営委員会の中で協議をさせていただき、これからの一般質問の進行に、支障のなき協議をさせていただきました。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

ここで、町長に答弁を求めます。

答弁、町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 今、議運の委員長から御指摘の部分、答弁をさせていただきますというふうに思います。

先ほどの高道議員のときに、明確にお答えをしたわけでありましてけれども、まず、経過から行きますと、平成18年9月、たしか9月4日だったと思いますけれども、十勝振興局の方に、業者の方から事前協議書案が提出

されたと。その後、私どもの方に、業者の方から、事前協議書案を提出したということでお見えになったということでございます。

それを受けて、私どもの担当者の方から、町としても初めての対応になることから、具体的な対応について、平成18年10月20日に、こちらの方から、担当者が当時の十勝支庁の環境生活課に出向き、いろいろと協議、指導を受けてきたということでございます。

ですから、支庁から何の指示も何もないのに、足寄町が率先して便宜を図ったとか、そういうことではありませんので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 次に、矢野議員の方から、発言をお願いをいたします。

今の議運の委員長が申しあげましたことをしっかりとらえていただいて、発言をいただきたいと存じます。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） これは、町民の間では、こんなふうに積極的に動くのは何かがある。でも、何かはわからない。裏だから。何かとは一体何だろう。そんな何かなんてないだろうということで、信じているから、そんなことはない。町民に秘密にすることはないということを書いてほしいということで言っただけです。

以上です。

### ◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 一般質問続行中でありましてけれども、ここで皆さん方にお諮りをいたしたいと存じます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会にするこ

とに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。

次回の会議は、3月17日、午前10時から開会をいたしたいと存じます。

大変御苦勞様でございます。

午後 3時58分 延会